



ゆめ通信

あらためて考えるTPP発効後の豚肉輸入

～高橋 寛氏『国のお墨付き節税輸入？ コンビ輸入の実態』に学ぶ～

理事長 松村 昌雄

発行にあたって

TPP交渉とアメリカ離脱後のTPP11交渉、そしてEUとのEPA交渉がまとまったことで、豚肉の関税制度はこれから約10年をかけて、段階的に削減されます。日本にとっての最大輸入相手国であるアメリカが抜けているとは言え、EUやカナダ、メキシコなどに比べて不利な貿易条件にアメリカが甘んじるとは考えられません。TPPに復帰するのか、日米2国間のFTAを強硬に締結しにくるのかは分かりませんが、少なくとも日本政府がTPP11加盟国やEUとの間で認めた譲歩水準を要求し、日本はそれを認めざるを得なくなるに違いありません。

そこで、我々養豚業界としての関心は、この新しい貿易の枠組みのなかで、今後、どのような形で海外の豚肉が輸入され、国内の豚肉需給、そして枝肉相場に影響を及ぼしてくるかということに絞られます。ちょうど「月刊ピッグジャーナル」の2018年3月号で、食肉の輸入事情に詳しい高橋寛氏が、その辺のことを詳しく書いておられましたので、高橋さんと編集部のご了解をいただいたうえで、その記事を『ゆめ通信』の臨時号として再編集し、組合員の皆さんにしっかり読んでいただくこととしました。これから10年のうちに大きく変化していく輸入条件と、それに伴う我々の経営環境の変化に十分対応できるよう、今から考え、備えていくための材料としていただければと希望します。

TPP10年目に差額関税制度は崩壊!?

文章はかなりの長文ですので、あらかじめその要

点を以下にまとめますが、結論から言うと、TPP11あるいは日EU間のEPAが発効して10年後には、「内外価格差を関税で埋め、国内で流通するよりも安い豚肉が輸入されない」ことを目的とする差額関税制度は、名実ともに崩壊します。制度が崩壊するにもかかわらず、その制度の一部分にすぎない「分岐点価格」が現行の524円（部分肉kg当たり）のまま存在し続け、その価格を境として、最終的に高い豚肉は無税（現在は従価税4.3%）とされて関税撤廃、安い豚肉にはkg当たり50円の従量税が課せられることとなります。そうなる、どうなるのか？

農水省は、従量税が50円になっても、コンビネーション（単価の安い部位と高い部位を、加重平均単価が分岐点価格になるよう組み合わせる方法）を組めば“無税”で輸入できるのだから、引き続きコンビ輸入が主流を占めると説明しています。これに対して高橋氏は、従量税が50円にまで下がったら、コンビを組むためにかかるコストや、不正な価格申告が摘発されたときのリスクを考慮すれば、“50円”は安いもので、わざわざコンビを組んで輸入する業者はいなくなるということを主張しています。

アメリカは、日本の半分くらいのコストで豚肉を生産していますから、日本で部分肉kg当たり615円（と畜経費を含まず、枝肉kg当たり400円）で生産できるとしたら、彼らは308円で生産できます。フルセットで308円ですから、低価格部位であるウデやモモはkg当たり200円台で調達できます（豚事協では米国の部分肉卸価格を把握しています）。仮に加工原料用のウデ肉が現地価格に日本までの運賃と貿易保険料を乗

せてkg当たり250円で輸入できると仮定すると、現在では高い部位とのコンビで（あるいは嘘の価格申告で）524円まで平均単価を引き上げて4.3%（22.53円）の従価税で通関しているところを、250円のウデを単品で堂々と250円と申告し、50円の従量税を加算した300円で輸入することが可能になるのです。

農水省は、コンビが主流であり続けるという前提に立ち、安い部位をたくさん入れようとする、過剰に高価格部位を入れることになるので抑制が働くという結論を導いて、「大きな影響はない」と生産現場に危機感が募るのを抑えようとしているようです。しかし、コンビを組まなくても、安い豚肉は50円というわずかな従量税を課しただけで安いまま、欲しいだけ、国内に流入することになります。こうなると、国産のウデやモモは当然のことですが価格競争力を失って売りさばけなくなり、部分肉の価格低下、そして枝肉相場の低迷という事態を招くことになりかねません。そのことを皆さんによく理解していただいたうえで、より生産性を上げて少しでもコストを削減し、経営の足腰を強化する取組を休むことなく続けていただきたいのです。

幸いなことに、JPPAが中心となり、志澤会長を稲吉顧問が常に側面からサポートしながら畜政活動を強化したなかで、念願であった豚マルキンの法制化、牛並み“以上”の成果を勝ち取ることができました。これにより、生産コスト割れの相場低迷に対するセーフティネットがかなり強固になると思います。従って生産現場の皆さんには、相場の上下に一喜一憂することなく、自身のビジネスモデル確立に向けて経営研鑽を続けていただけるものと考えます。

■高橋寛氏の記事のポイント

- ① コンビ輸入は差額関税制度の発足当初から、差額関税の課税を回避するためにほぼすべての輸入豚肉で一般的に行われてきた（国のお墨付きで）
- ② 差額関税制度は、かつて生産者団体が主張したように（任意の比率で組み合わせたコンビではなく）、フルセット輸入に適用するのが本来の姿であった
- ③ 差額関税制度がある限り、安価な加工用原料豚肉はそのほぼ全量がコンビ輸入されるはずだが、協定が発効して10年目になり、分岐点価格（524円／

kg）以下の従量税が50円/kgになれば、やっとなコンビ輸入はなくなる（コンビを組むためのコストや関税追徴によるコンプライアンス違反を回避するための費用と考えるなら、50円/kgは大手企業にとって安い経費）

- ④ かつてはコンビの相方であった高級部位の代表である冷凍ヒレ・ロースの過剰輸入を助長し、輸入業者が損切りで投げ売りせざるを得なかったが、最近ではイベリコやマンガリツァがコンビの相方に使われるようになり、高級銘柄豚肉も原料用豚肉も等しく低率（22.53円/kg）のコンビ関税で輸入できる
- ⑤ コンビ輸入で差額関税の適用を回避されている差額関税制度は、従来から国内養豚生産者保護という観点から見て全く機能しておらず、むしろ海外の豚肉輸出国に低率関税という有利な条件を生み出してきた
- ⑥ 差額関税制度の厳格運用をするには、HSコードの細分化（部位別の税区分）が必要

これらのなかで、是非、皆さんに注目してほしいのは③です。農水省はTPP等の影響を評価して公表しているなかで、発効10年後に従量税が50円/kgまで引き下げられても、分岐点価格（524円）でコンビを組めば“無税”で輸入できるのだから、多くはコンビを組むことを選択するだろうと説明していますが、高橋氏の主張は、これと全く反対です。

例えば、現状のアメリカでは、kg当たり円換算で海上運賃と貿易保険料を乗せても250円前後でウデ肉などが調達できます。現時点で、この250円のウデ肉を日本に輸入する場合には、この250円と基準輸入価格546円53銭（分岐点価格524円に4.3%の従価税を加算した金額）との差額である296.5円、即ち差額関税が課せられますから、ヒレなどの高価格部位と、kg当たりの平均単価が分岐点価格になるように組み合わせると524円で輸入申告し、4.3%の従量税を加算した546.53円で通関されます。これがコンビネーションの仕組みです。ところが、繰り返しになりますがTPP発効後10年目からは、安い加工原料は、高価格部位とコンビを組まなくても、50円の従量税を加えれば単体で必要なだけ、不必要なヒレやロースを抱き合わせることなく輸入できるわけです。250円のウデ肉

は300円で通関できるということです。

しかも、過去10年で見ると、為替レートが1ドル80～90円で推移した時期もありましたし、今の為替環境下（1ドル110円程度）においてさえも、元々アメリカでは高くないロースは分岐点価格の524円以下、ヒレでも524円を大きく上回るような値段はしていないのです。これはどういうことかと言うと、250円のウデ肉1tを輸入したいときに、コンビの相手がロースならば、それをたとえ1000t組み合わせたとしてもkg単価を524円にすることは不可能で、ヒレと組み合わせずにしても、1tのウデを輸入するのに、それをはるかに上回る大量のヒレを組み合わせなければ加重平均が524円になりません。そうした実態がかなり日常的にあるなかで、輸入業者はコンビを組むことすらせず、いくつものペーパーカンパニーを介在させるなかで250円のウデを524円と虚偽申告して不当な脱税行為を繰り返してきたわけです。

ところが、農水省は、2012年4月の税関の審査強化と農水省による業界指導により、豚肉の価格を実際より高く偽って脱税するケースはなくなっていると説明しています。立場上、「今も脱税行為は行われている」とは言えないわけですが、そのために間違った認識にもとづく制度の評価が行われてはたまったものではありません。

おわりに

豚肉の「差額関税制度」は1971年に豚肉輸入が自由化されると同時にスタートしました。我々はウルグアイランドのときも、そしてメキシコ等とのFTA交渉、さらにはTPP、日EU間のEPA交渉に際し、一貫して、その制度維持を訴えてきたわけです。“豚肉の内外価格差を関税で埋める”ことによる国内豚肉の保護という仕組みは分かりやすいのですが、実際の制度運用は複雑であり、その制度の裏をかくように不当な脱税行為が毎年のように摘発されてきました。しかも、表沙汰になるのが氷山の一角であるという実態も、過去10年のうちに大手食肉業者が関わる数十億円、100億円を超える脱税事件が相次ぐなかで明らかになってきました。実際、私自身も何度か豚肉脱税事件の裁判を傍聴しましたが、業者も業者ですが、取り締まる側の税関が、これだけ不正が

起こりやすい制度であることが分かっていながら、なぜそこまで審査が甘いのか、と呆れるほどの実態に驚きました。

我々養豚生産者は、JPPAを中心に、ただ単に差額関税制度の堅持を求めただけでなく、その適正な制度運用を財務省に、業者の厳しい指導を農水省に、折に触れて要請してきました。そして2012年4月には財務省が、関税局長通達という形で制度発足して初めて、我々の要求を聞き入れて各税関に豚肉輸入審査の強化を指導するとともに、不定期ですが財務省関税局長以下の幹部と農水省食肉鶏卵課とJPPA役員との状況報告、意見交換の場をもつこととなり、我々からも制度運用に関する率直な疑問や意見をぶつけることができるようになっていきます。

差額関税制度はこれから10年をかけて事実上解体されることとなりますが、それまでの期間、可能な限り厳格に運用されて、期待される障壁機能を発揮できるよう、引き続き、受益者である我々生産者が強く働きかけていく必要があります。そのためにも、1人でも多くの生産者が制度の仕組みを理解することが重要です。

熱中症にご注意下さい！

日本列島各地で続く連日の猛暑により、毎日のように「熱中症に注意！！」という報道が行われています。熱中症予防のために、こまめな“水分補給”と“塩分補給”を心掛けてください。

大量に汗をかくと、体内の水分とともに塩分やミネラルも奪われてしまいます。そこに水分補給だけを行うと、血液中の塩分・ミネラル濃度が低くなり、かえって熱中症を発症させたり、症状を悪化させたりする可能性があります。水分補給には、一度に水分と塩分が補給でき、塩分の吸収を促すための糖分も含まれているスポーツドリンクがおすすめです。

めまいや立ちくらみなどの症状を感じたら、熱中症のサインです。無理をせず、早めに涼しい場所へ移動し、体を冷やして体温を下げましょう。

国のお墨つき節税輸入？ コンビ輸入の実態

～差額関税制度を形骸化させた元凶がここにあり！～

(有)ブリッジインターナショナル
 ミートジャーナリスト・コンサルタント
高橋 寛

差額関税の課税を回避するコンビネーション

最近、貿易自由化に関するセミナーなどで豚肉の差額関税制度にまつわるコンビネーション輸入（略称「コンビ輸入」）についての質問をいただくようになった。コンビ輸入とは、ひとことで述べると、差額関税制度の発足当初から、ほぼすべての輸入豚肉で一般的に行われてきた“差額関税”の課税を回避するための輸入方法であり、言わば、国がお墨つきを与えている節税輸入方法である。

セミナーでの質問は、TPP11（CPTPP 包括的かつ先進的環太平洋経済連携協定）や日欧EPA（日本EU経済連携協定）が2019年初頭には発効する可能性が高いが、「その場合でもコンビ輸入は続くのだろうか？」という内容である。筆者の結論を言うと、差額関税制度がある限り、安価な加工用原料豚肉はそのほぼ全量がコンビ輸入されるはずだが、協定が発効して10年目になり、分岐点価格（524円）以下の豚肉の従量税が50円/kgになれば、やっとコンビ輸入はなくなるものと予測しているのである。

その理由は後述することとして、このコンビ輸入についてだが、過去において日本の生産者団体は差額関税制度を形骸化させている張本人であるとして、豚枝肉から部分肉を切り分けたままの部位比率で輸入するフルセット輸入（略称「セット輸入」）が正しいとして政府に要請していた時期もあった。日本の差額関税制度は、元々は制度設立時に枝肉ベースで基準輸入価格を設定したものであることから、まさに生産者の主張したセット輸入こそが本来の差額関税輸入制度のあるべき姿なのである。

最近のTPP11や日欧EPAに関連して、農水省の資料によると、コンビ輸入に関して次のように説明している。「差額関税制度下では、安い部位と高い部位と組み合わせるコンビネーション輸入が経済的に最も有

利。コンビネーションを組むなかで安い部位も一定量は輸入されるが、高い部位の需要を超えてコンビネーションを組んで輸入すると、高い部位の在庫リスクが生じるため、結果として安い部位の輸入を抑制する効果」（更新日H29年11月11日農水省HP 豚肉の差額関税制度の最終結果（訂正・補足www.maff.go.jp/j/kokusai/tpp/attach/pdf/index-2.pdf）より引用。

即ち、ソーセージなど各種豚肉加工製品に使用される安い原料用冷凍豚肉の輸入がコンビ輸入によって抑制されるとしているが、過去においてはコンビの相方であった高級部位の代表である冷凍ヒレ肉やロース肉の過剰輸入を助長し、輸入業者が国内市場に損切りで投売りせざるを得なかったことによって、国産豚ヒレやロースの価格を引き下げたこともあったため、一応はハムソー原料の冷凍ウデやモモの輸入量を抑制していた可能性もあった。

しかしながら、本誌2月号でも述べたとおり、最近ではイベリコやマンガリツツァのような欧州産銘柄豚肉がコンビの相方にも選ばれるようになってきており、現状では高級銘柄豚肉も原料用冷凍豚肉も等しく低率（22.53円/kg）のコンビ関税で、輸入量が急速に増加するという状況なのである。

従って、コンビ輸入で差額関税の適用を回避されている差額関税制度は、従来から国内養豚生産者保護という観点から見て全く機能しておらず、むしろ海外の豚肉輸出国に対して低率関税という有利な状況を生み出してきたのである。本稿では、コンビ輸入がどのように成り立っているのか最新の知見も併せて解説を試みたい。

コンビ輸入の仕組みと実態

差額関税制度は、昭和46年の制度導入当初から、国産の枝肉相場が暴騰（昭和48年）と暴落（昭和49年）

表1 コンビネーションの計算例

■コンビネーション計算式：

$$\text{ヒレ重量} = \{(\text{分岐点価格} - \text{ウデ価格}) \times \text{輸入数量}\} \div (\text{ヒレ価格} - \text{ウデ価格})$$

(1) 実際のコンビ組み合わせ計算例

- ・ウデ価格：250円
- ・ヒレ価格：800円
- ・輸入数量：20,000kg

(通常時) 分岐点価格 524円 (部分肉ベース)

- ・ヒレ重量： $9,964\text{kg} = \{(\text{¥}524 - \text{¥}250) \times 20,000\text{kg}\} \div (\text{¥}800 - \text{¥}250)$
- ・ウデ重量： $10,036\text{kg} = 20,000\text{kg} - 9,964\text{kg}$

(SG発動時) 分岐点価格 653円 (部分肉ベース)

- ・ヒレ重量： $14,655\text{kg} = \{(\text{¥}653 - \text{¥}250) \times 20,000\text{kg}\} \div (\text{¥}800 - \text{¥}250)$
- ・ウデ重量： $5,345\text{kg} = 20,000\text{kg} - 14,655\text{kg}$

(2) 分岐点輸入申告の場合の関税額

(通常時)

- ・ $20,000\text{kg} \times 524\text{円} \times 4.3\% = 450,640\text{円}$ (従価税で計算)
- ・ $20,000\text{kg} \times (546.53\text{円} - 524\text{円}) = 450,600\text{円}$ (差額関税で計算)

(SG発動時)

- ・ $20,000\text{kg} \times 653\text{円} \times 4.3\% = 561,580\text{円}$ (従価税で計算)
- ・ $20,000\text{kg} \times (681.08\text{円} - 653\text{円}) = 561,600\text{円}$ (差額関税で計算)

※分岐点価格で申告すれば、従価税と差額関税は同じ金額となり、支払う関税は最低となる。

(3) 個別に輸入申告した場合の関税額

(通常時)

- ・ヒレ： $9,964\text{kg} \times 800\text{円} \times 4.3\% = 342,762\text{円}$ (従価税部分)
- ・ウデ： $10,036\text{kg} \times (546.53\text{円} - 250\text{円}) = 2,975,975\text{円}$ (差額関税部分)
- ・ヒレ+ウデ関税額合計3,318,737円

(SG発動時)

- ・ヒレ： $14,655\text{kg} \times 800\text{円} \times 4.3\% = 504,116\text{円}$ (従価税)
- ・ウデ： $5,345\text{kg} \times (681.08\text{円} - 250\text{円}) = 2,304,319\text{円}$ (差額関税)
- ・ヒレ+ウデ関税額合計2,808,435円

(4) 基準輸入価格と分岐点価格

(通常時)

	基準輸入価格	分岐点価格
・枝肉	409.90円	393円
・部分肉	546.53円	524円

(SG発動時)

・枝肉	510.03円	489円
・部分肉	681.08円	653円

- 輸入申告価格が分岐点価格を超えた場合、従価税 (4.3%)
- 輸入申告価格が分岐点価格未満の場合、差額関税 (基準価格546.53円との差)
- 輸入申告価格が分岐点価格の場合、従価税=差額関税 (最低関税額)

を繰り返す事態を招き、制度自体の不備を露呈した。そこで、枝肉ベースのフルセット輸入では加工メーカー、消費者のニーズに応えられないと読んだ農水省がコンビ輸入を早い段階から黙認していたのである。

コンビ輸入とは、“価格の高い部位と安い部位を組み合わせると関税額が最も小さくなる分岐点価格（524円）になるように輸入申告する方法”なのである。例えば冷凍豚肉20tの輸入価格（CIF価格：海上保険・運賃込み価格）について、“ヒレ”と“ウデ”をどのように組み合わせれば、分岐点価格になるのかを計算し、まとめたのが表1の数式である。

20tの豚肉を800円/kgの“ヒレ”9.96tと250円/kgの“ウデ”10.04tでのコンビを組めばその平均単価がピッタリ524円になる。この一本単価524円で輸入申告すれば、分岐点価格（524円）と同じになるため最低関税の1kg当たり22.53円で輸入できる。

ところが、実際のところ豚肉の海外相場や為替が日々変動するのに伴って豚肉各部位の相場は変動しているし、海外パッカーが間違えて違う部位を出荷したり、数量が多かったり少なかったりなど、キッチリ計算どおりにいかないことが多々生じる。ではそのような場合にどうするかと言うと、図1をご覧ください。

通常は、日本側バイヤーと輸入商社、海外パッカーの間で豚肉輸入契約の内容が話し合われて決定される。契約が締結されれば現地トレーダーが海外パッカーから部分肉を仕入れてコンビの組み合わせを行う。牛肉や鶏肉などの輸入の場合は通常は米ドル建てで輸入することがほとんどであるが、豚肉の場合には、ほとんどすべてが円建て決済である。

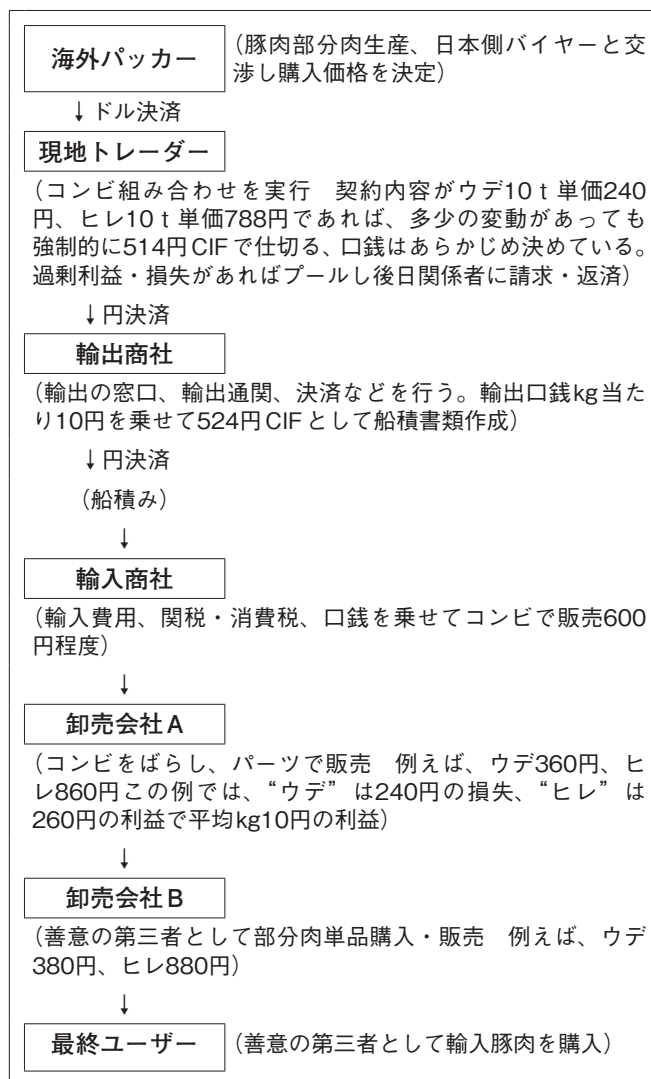
なぜならば、通関時に為替レートが変わるとドル建ての場合には円換算の輸入価格が上下して分岐点価格（524円）での輸入ができなくなるためである。従って、パッカーからドル建てで購入した豚肉を現地トレーダーは、実際の契約価格や為替などの変動に全く関係なくCIF = 514円/kgで仕切る。その後、取引の間に入る輸出商社は手数料10円を乗せてCIF524円で仕切るのである。

なお、一本単価で豚肉の輸入仕入れをしている商社の輸入担当者は、建前上“部位別の個々の価格”は知らないことになっている。なぜならば税関の事

後調査時に商社の輸入担当者が部位別の輸入価格を知っていることが発覚すると、現在・過去・未来にわたるすべての豚肉輸入に関して、各部位ごとに個別申告をするように税関から厳しく指導されることになるからである。輸入商社にとって事後調査でこの指導を受けることは、巨額の輸入関税を追徴されることを意味し、豚肉輸入事業の非常に大きなリスクになっているのである。

また、国内養豚生産者からの疑問として「カートンの中身を高いヒレやロースと偽装して、実際には安い加工原料用豚肉ばかりを詰めてもってきているのではないか？」との質問を受けたことが何度かあるが、基本的にはそのような偽装はあり得ない。なぜならば輸入通関に必要な米国農務省（USDA）が発行する検査証明には、正しい内容物の記載があり、

図1 豚肉コンビ輸入の流れの1例



それを偽装することは全く不可能なのである。従って、輸入書類のインボイス（送り状：請求書）やパッキングリスト（積荷明細書）にはヒレ・ロースやウデなどのカートンごとの重量や合計数量が正しく記載されており、実際にカートンを開梱して見なくても、内容物はカートン表示どおりの部位であることが分かるのである。

さて、コンビ関税と個別申告関税の差がどれほどのものになるか比べてみたい。表1の“(2)分岐点輸入申告の場合の関税額”と“(3)個別に輸入申告した場合の関税額”を比べてみるとコンビ申告では45万600円（コンビ関税）のところ、これを個別申告すると331万8737円（個別関税）となり、個別申告の場合、1コンテナ（20t）当たり差額である約286万8000円の関税を余計に支払わなければならなくなる。これが、例えば年間1000コンテナを輸入している輸入商社であれば、税関の事後調査でコンビ関税を不許可とされた場合には年間28億6800万円（本税）に加えて重加算税、延滞税の追加納付となり、通常であれば巨額な追徴税額の場合には刑事起訴される恐れがあるため、絶対に事後調査で税関の指摘を受けることがないように極力慎重に準備しておく必要があるわけだ。

差額関税の逋脱行為を税関から指摘される場合、一般的には、部位別価格を記入した通信記録やメモ、パッカーのオファーシートなどが輸入商社で見つかって部位別の価格を知っているとされるケースが多い。従って、海外との価格交渉などはすべて電話で行うなど、あとで証拠になるようなことは書面や通信記録、パソコンのデータに一切残さないというのが通常である。

とかくコンビ輸入がうしろめたくグレーなのは、個別の価格を知っていても知らないふりをしながら524円の一本価格で通関していることが至極不自然な状態であると考えられるためである。また、事後調査におけるコンビ輸入に関する追及も、平成24年の関税局長通達以降はさらに厳しくなったうえに、税関の担当官によって対応がまちまちであるとの話も聞いている。こうした対応のバラツキや認識の違いが生じるところにも、この差額関税制度とその運用の不備が露呈していると言える。

過去には、コンビ輸入が認定されずに後日巨額の差額関税を支払わざるを得なかった大手商社もあった。実際に財務省が、平成25年11月11日付で「平成24事務年度（平成24年7月～25年6月）の輸入豚肉に事後調査による関税追徴額が過去最高の182億4000万円になった」とプレス発表を行い、未確認ながらもそのうちの177億円が1社（社名未発表）から追徴された金額であるとのことであった。

筆者は、これはほんの氷山の一角であろうと考えているが、それでも日本の豚肉関税の1年間の総額と言われる170億円を超える追徴が1社？のみ、それも単年度で発生したという事実は大変異常なことなのである。また、通常は平成20年に42億円脱税したとされた大手商社や平成19年に大手ハムメーカーが豚肉購入先であった豚肉輸入業者（関税法違反）の第2次納税義務者として6億円の特別損失を計上した事例では、社名がプレス発表され、上場企業として金融商品取引法の規定により投資家に情報開示がなされていたのである。

しかしながら、平成24年度の差額関税追徴事例では過去最大規模であったのに、刑事事件にもならず、社名も発表されず、投資家情報の開示もなく、証券取引等監視委員会が動いたという話も聞かず、マスコミでもほとんど話題にもならなかったのも全く不可解としか言いようがないのである。



さて、個別に輸入申告した場合の関税率は、“ヒレ”は4.3%であるのに対し“ウデ”は従価税換算で119%の関税率となり、差額関税制度が農水省の言う理念、即ち

①輸入品の価格が低いときは、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収

②価格が高いときには、低率な従価税を適用

のとおり機能していないことを見せつけており、事実上は以下のとおりになっているのである。

①輸入価格が低い冷凍原料部位には、基準輸入価格に満たない部分を関税として徴収（差額関税）

“ウデ” 関税率：100%～

②価格が高い部位や高級豚肉には、低率な従価税を

適用することにより、関税負担を軽減（低率4.3%
関税）

“ヒレ” 関税率：4.3%

為替変動どれほど変動しても輸入価格は不変！

次いで、図2 “過去10年間の豚肉輸入価格と為替レートの推移” をご覧いただきたい。これは2008年1月から2017年12月までの輸入申告価格と為替レートの推移である。この10年の間に為替レートが大きく変動し、国内外の豚肉相場をはじめ、穀物、為替、船運賃など大きく変動しているにもかかわらず、豚肉の輸入申告価格にはほとんど変動がないのである。

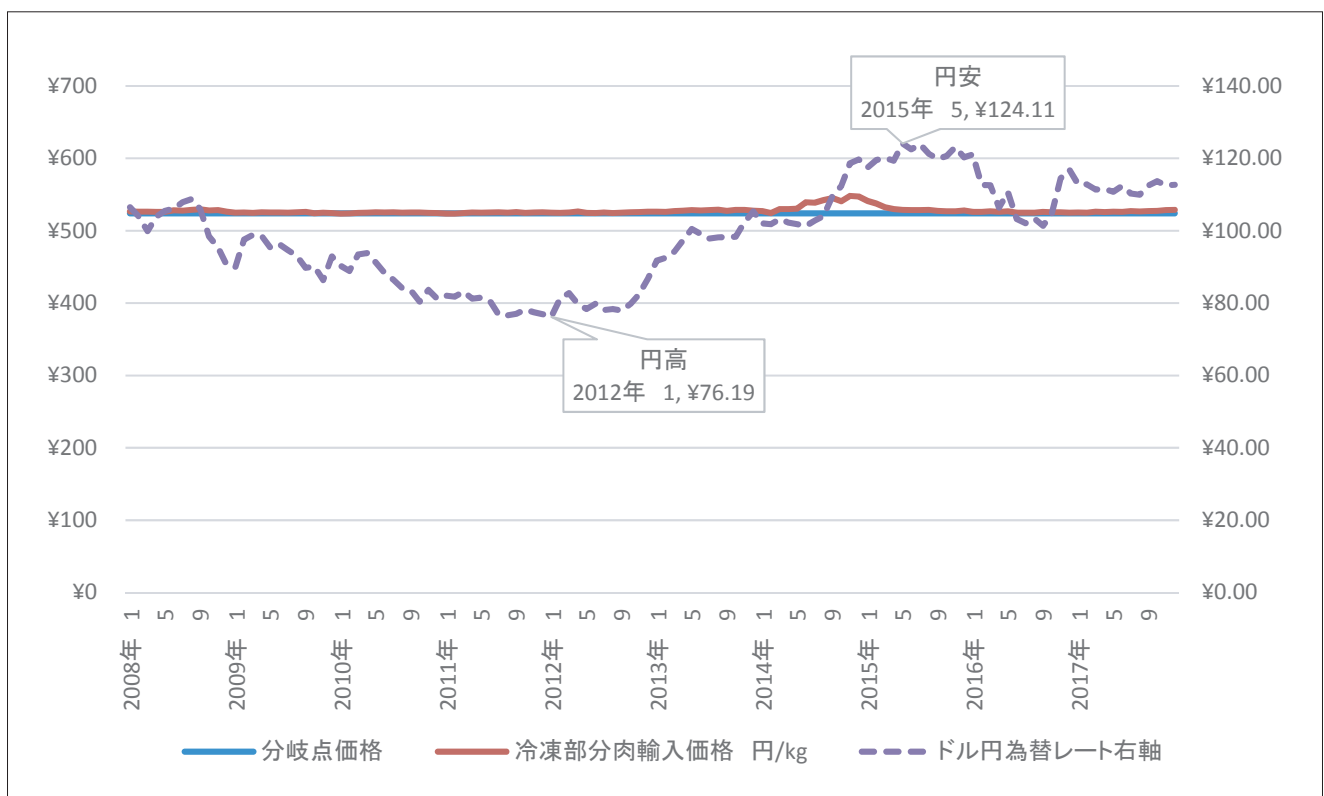
円はグラフが上に行くほどドル高・円安、逆に下に行くほどドル安・円高になる。2012年1月の円高時（1ドル76.19円）と2015年5月の円安時（1ドル124.11円）では円安の場合為替レートを比較すると163%（1.63倍）のコストアップになるのだが、輸入価格は相変わらずほぼ524円である。これほど長期にわたって輸入価格が変動しないものは豚肉以外には

ないのである。

ちなみに同時期の輸入冷凍牛肉の価格推移を図3に示してみた。輸入牛肉のグラフと輸入豚肉のグラフを比べてみていただきたい。すぐにお分かりのとおり、牛肉の輸入価格は現地の相場によって上下を繰り返すとともに円安の場合は輸入価格が上昇し、円高の場合には下降する傾向があるのが見て取れよう。この価格の上がり下がりの動きが食肉に限らず一般的な輸入品全般の相場であり、何十年も分岐点価格に貼りついている豚肉の輸入価格の異常さがご理解いただけよう。

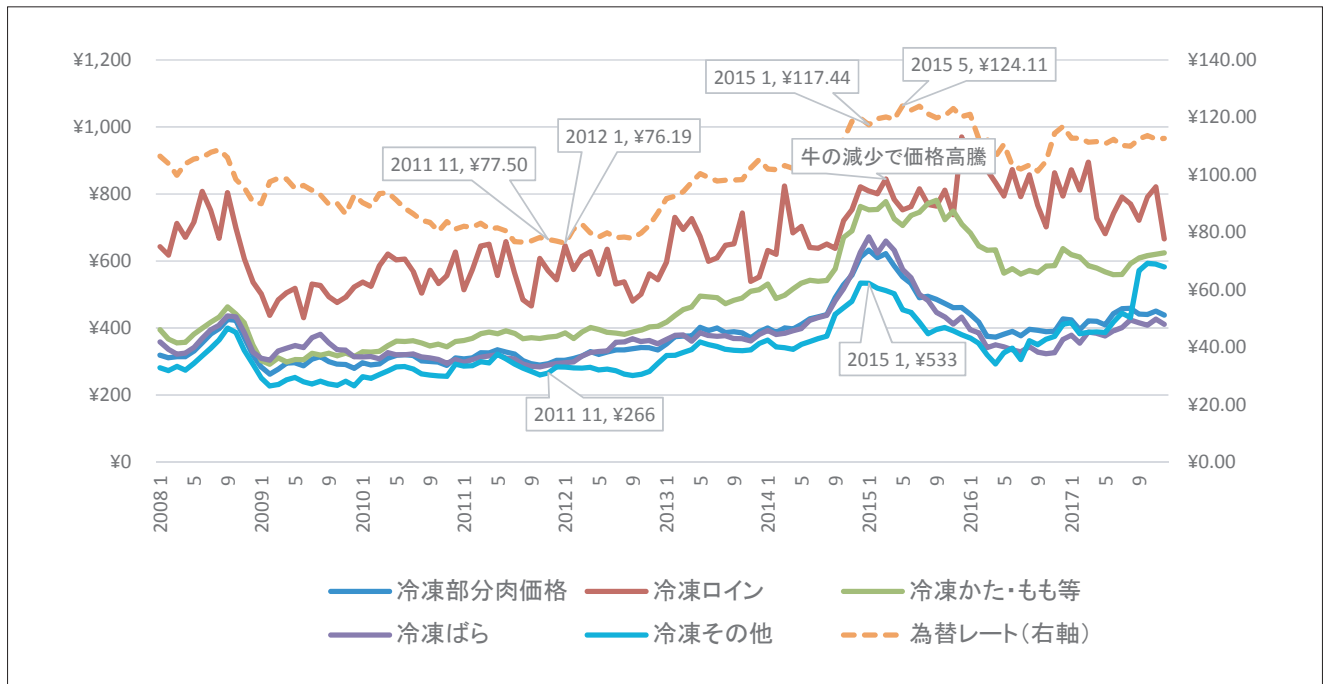
加えて、輸入牛肉の場合はロイン、バラ、モモ・カタやその他のもの（挽肉用カウミートなど）とHSコード（輸入統計番号）が部位ごとに分かれているため、輸入統計が分類ごとに発表されている。従って部位の分類別に輸入数量も価格も貿易統計として財務省から発表されている。しかしながら、豚肉の場合はHSコードが部位ごとに分かれておらず単純に豚肉1本になっているため、ロースがどれだけ輸入

図2 過去10年間の豚肉輸入価格と為替レートの推移
ほとんどすべてが分岐点価格で輸入



出典：ALICデータをグラフ化

図3 輸入冷凍牛肉価格と為替レートの推移



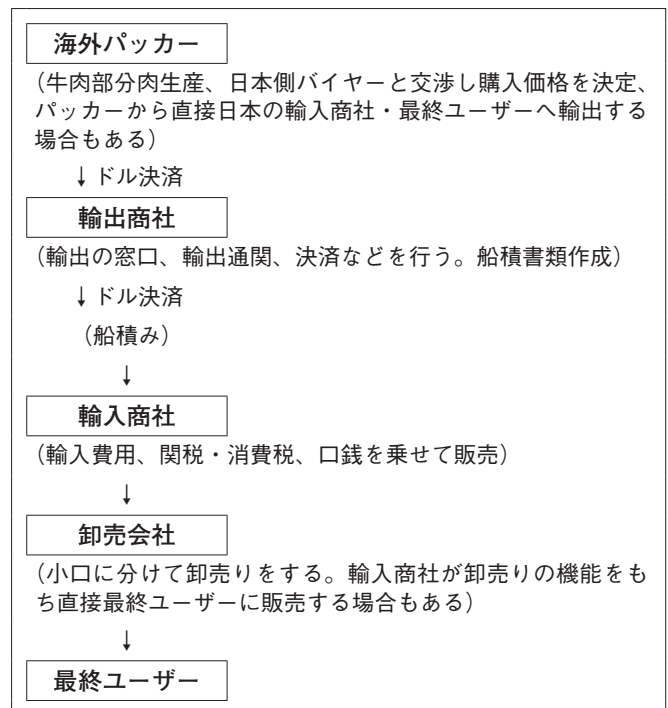
出典：ALICデータをグラフ化

されているかウデが何t輸入されているか統計には全く出てこない。

この牛肉に見られるようなHSコードの部位別の大分類化は輸入統計を見るうえでは大変有用であり、多くの輸入品では一般的でもある。そのような普通の関税である従価税を適用している牛肉の輸入（関税率38.5% 従価税）の流れは図4のとおり、豚肉（図1）と比較して非常にスッキリしているのがお分かりいただけると思う。

このように、豚肉輸入については、HSコードが部分肉ごとに大分類化されていないということも特殊であり、このHSコードの不備によってコンビ輸入が成り立っていると言っても過言ではないのである。なお、豚肉のHSコードと2017年次の輸入量・輸入金額・単価を表2に示した。ご覧のとおり、冷凍も冷蔵も従量税適用は輸入量がゼロ、品目では「その他のもの」（筆者注：部分肉のこと）の輸入量が合計で92万9000t（99.69%）の輸入比率を占めている。この膨大な量の「その他のもの」（部分肉）にヒレもロースもウデもイベリコ豚もすべての部分肉（骨つき肉を除く）がブッコミになって一本単価のコンビ輸入がなされているのである。

図4 牛肉輸入の流れの1例



なお、表のなかで、一部枝肉がごく少量だけ高価格（1290～1958円）で輸入されているが、輸入相手国がイタリア・米国（冷蔵）、スペイン（冷凍）などであるため高級銘柄豚の枝肉であろうと筆者は推測している。

表2 HSコード別輸入量・金額

HSコード	適用関税	品目	輸入量トン	輸入金額 千円	輸入単価 円	%
0203.11.020	従量税361円適用	冷蔵枝肉	0.00	¥0		0.00%
0203.11.030	差額関税適用		0.00	¥0		0.00%
0203.11.040	従価税4.3%適用		0.64	¥1,245	¥1,958	0.00%
0203.12.023	従量税482円適用	冷蔵カタ・モモ肉(骨付き)	0.00	¥0		0.00%
0203.12.021	差額関税適用		150.03	¥78,465	¥523	0.04%
0203.12.022	従価税4.3%適用		657.40	¥372,229	¥566	0.16%
0203.19.023	従量税482円適用	冷蔵その他のもの(部分肉)	0.00	¥0		0.00%
0203.19.021	差額関税適用		99,221.04	¥51,971,306	¥524	24.88%
0203.19.022	従価税4.3%適用		298,818.44	¥158,059,812	¥529	74.92%
0203.21.020	従量税361円適用	冷凍枝肉	0.00	¥0		0.00%
0203.21.030	差額関税適用		0.00	¥0		0.00%
0203.21.040	従価税4.3%適用		9.48	¥12,223	¥1,290	0.00%
0203.22.023	従量税482円適用	冷凍カタ・モモ肉(骨付き)	0.00	¥0		0.00%
0203.22.021	差額関税適用		345.33	¥179,815	¥521	0.06%
0203.22.022	従価税4.3%適用		1,693.12	¥920,148	¥543	0.32%
0203.29.023	従量税482円適用	冷凍その他のもの(部分肉)	0.00	¥0		0.00%
0203.29.021	差額関税適用		223,476.98	¥117,000,404	¥524	41.91%
0203.29.022	従価税4.3%適用		307,676.24	¥162,423,499	¥528	57.70%
分類		冷蔵	398,847.55	¥210,483,057	¥528	42.79%
		冷凍	533,201.14	¥280,536,089	¥526	57.21%
		枝肉	10.11	¥13,468	¥1,332	0.00%
		カタ・モモ肉(骨付き)	2,845.88	¥1,550,657	¥545	0.31%
		その他のもの(部分肉)	929,192.70	¥489,455,021	¥527	99.69%
		従量税適用 0~64.53円/kg(部分肉)	0.00	¥0	—	0.00%
		差額関税適用 64.53~524円/kg	323,193.38	¥169,229,990	¥524	34.68%
		従価税適用 524円/kg~	608,855.32	¥321,789,156	¥529	65.32%
	合計		932,048.69	¥491,019,146	¥527	100.00%

出典：財務省貿易統計

おわりに

差額関税制度の現在の運用によって、日本の豚肉需給が大きく歪んでいることをご理解いただけたのではないと思う。関税法違反で毎年数社が摘発されているが、先に述べたとおり、これは氷山の一角でしかあり得ないと筆者は予想している。なぜならば部分肉で表2のとおり2017年の1年間だけで93万t（10kg箱で9300万ケース）という膨大な量が輸入されており、そののほとんどすべてが分岐点価格に近い輸入価格になっている事実は、日本の輸入豚肉市場が差額関税を回避したコンビ輸入によって成り立っていることを示しているからなのである。

また、これだけ膨大な数量の事後調査を限られた税関職員で行うのは非常に大きな困難であったであろうと筆者は考えるのである。差額関税制度の厳格運用をするには事後調査の前に“実効性のある予防措置”としてHSコードの細分化が必要である。なお、これは特段海外との調整は不要であり、国の裁量権の範囲内で講じることが可能だと考える。しかしながら、今まで何ら有効な対策がとられてこなかったのである。

これから何が起ころうか？

最後に、TPP11や日欧EPAによって何が起ころうかについて私見を述べてみたい。

本誌の読者であれば先刻ご承知のとおりであるが、結論から言うと、輸入価格に関しては、現状とほとんど変わらないと考えている。TPPや日欧EPAの説明については、どちらも同じであるため本誌のバックナンバー（2017年8月号または12月号）を是非お読みいただきたい。コンビ輸入によってTPPや日欧EPAともコンビ関税が22.53円（現行）から11.53円（発効初年度）に約10円下がるだけだからである。

セーフガード（SG）にしても従価税率が4%（初年度）になるだけなので約10円上がるだけというSGとしては、形だけのほとんど意味のない制度となっている。過去から現在に至るまで、そして今後の差額関税制度のどこが、生産者を保護していると言えるのだろうか？ 表2が示していることは、コンビ輸入が日本の輸入する豚肉のほとんどすべてであり、低率であるコンビ関税22.53円しか徴収されてこなか

ったという事実である。

筆者はTPP11や日欧EPAの差額関税の有無や関税率を問題視するより、生産者にとって差し迫った問題は今まで説明してきたコンビ輸入によって、1000円を越すような高価格な銘柄豚肉もコンビ関税では22.53円/kg（現行）、11.53円/kg（TPP11・日欧EPA）という非常に低率な関税で輸入されることや、加工原料用の冷凍豚肉も同じくコンビ関税でどんどん輸入されていることだと考える。

即ち、“コンビ輸入を合法的な節税輸入方法であるとして認めたこと”によって、コンビの相方の高価格な豚肉については結果的にアンダーバリュー輸入（課税価格を低く申告して関税を免れる逋脱行為）を許し、そして加工原料用冷凍豚肉には差額関税回避輸入を許し、コンビ輸入は問題ない輸入方法であると政府自身がお墨つきを与えていることになっているのである。

なお、最初にあった質問「コンビ輸入はいつまで続くのか」ということに関しては、筆者は10年後の分岐点価格以下の従量税50円と差額関税（0～50円）、従価税0%になるまでの間は続くものと考えている。その理由の1つとして消費税があげられる。例えば250円のソーセージ原料をコンビ輸入の分岐点価格524円で豚肉を輸入した場合は、10年後の関税は0円、消費税は10%であれば52.4円になる。

単品の250円で輸入申告した場合には、税金は50円（従量税）と30円消費税（250円+50円の10%）合計で80円になる。80円（個別申告）と52円（コンビ輸入）を単純に比較するとコンビ輸入が28円/kg有利に思えるが、先に説明したとおり、コンビを組むためには間にトレーダーや輸入業者、卸売業者を入れるコストがかかるうえに、税関の事後調査で問題が発見され個別申告を指導された場合にはさらに関税を追徴される大きなリスクが生じるためである。そもそもコンプライアンスを順守する大手企業がこのような大きなリスクを抱えてまで28円を節税？ することはあり得ないと考えている。

なお、差額関税制度の形骸化によって既に実質的に貿易自由化に曝されてきた国内養豚生産者にとって、EPAやFTAによる見目の関税の低減化はそれ程大きな問題ではないと筆者は考えているが、それ

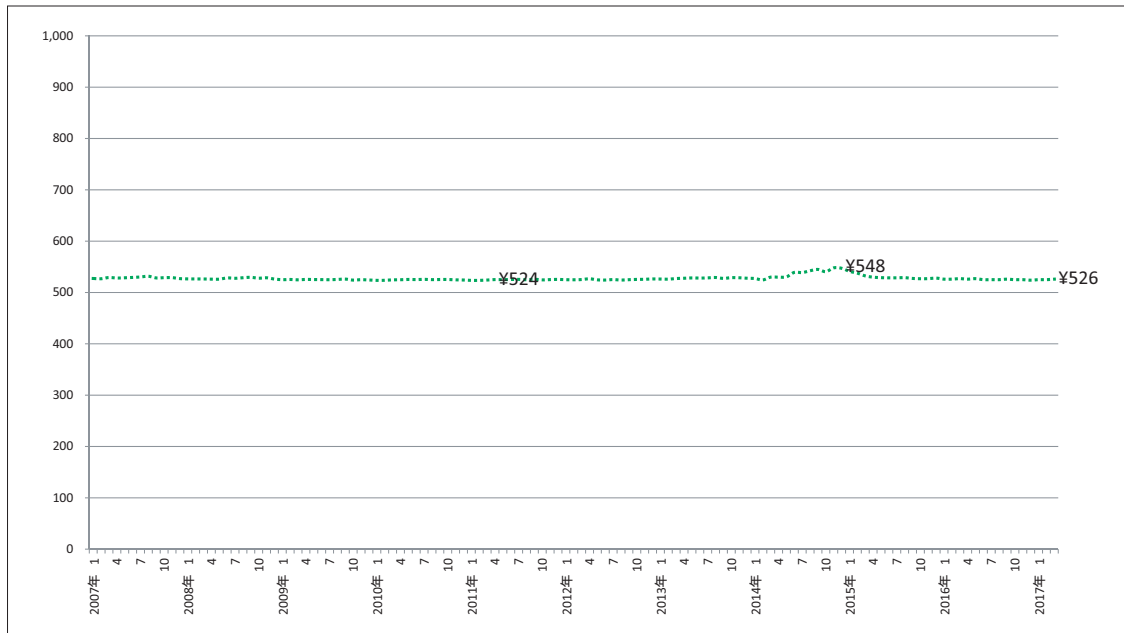
より大きな問題は、以前から述べているとおり日本の畜産業の発展のための補助金原資である牛肉関税収入（特定財源）が牛肉の関税が38.5%から10年後には4分の1の9%に下がることであろう。現行では単年度で1000億円の原資が250億円まで減少するのである。

本号では厳しいことばかり述べてしまったことに対して、筆者はまことに心苦しいのだが、今後とも肝に銘じておかなければならないのは、月並みな話

で大変恐縮だが、基本的には足腰を強くし、補助金には期待せずに生産コストを下げるとともに品質の向上を図るさらなる努力が必要であると考え次第である。これまで既に低率のコンビ関税、即ちほぼ自由貿易の下で輸入豚肉と十分に戦ってきた日本の養豚はこれからの激動の時代でも十分に勝ち抜いていけると筆者は期待しているのである。

初出：月刊ピッグジャーナル2018年3月号

図4 過去10年間の冷凍豚肉輸入申告価格の推移
為替レートや豚肉国際価格が変化しても申告価格は分岐点価格に収斂
*分岐点価格：通常時524円/kg セーフガード時653円/kg



出典：ALICデータをグラフ化

図5 過去10年間の輸入冷凍豚肉課税後価格の推移
基準輸入価格¥546.53に貼りつく



出典：ALICデータをグラフ化